

指定小児慢性特定疾病医療機関の更新手続について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）に指定しているところですが、有効期間満了日が近づいておりますので、引き続き指定を希望される場合は、下記により更新手続きをしてくださるようお願いいたします。

1 令和7年度の更新対象

有効期間の終期が令和8年3月31日であること。

◇更新対象の指定医療機関へは、更新手続の通知と更新申請書をお送りします。

（「みなし更新申請」該当指定医療機関、所在地が中核市（山形市）の指定医療機関を除く。）

2 更新申請の提出期限

令和8年1月30日（金）までに必要書類を御提出ください。

※ 更新申請は有効期間の終期まで可能ですが、提出期限後の申請の場合、有効期間の終期までに新たな指定通知書が届かない場合がありますので、期限までの手続をお願いします。

※ 有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期限までに手続をお願いします。

3 必要書類

（1）更新申請を行う場合

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書（様式第2号の9）

※ 医療機関の名称、所在地、開設者又は役員等、申請内容に変更が生じた場合は、変更手続が必要です。ただし、更新申請と同時に変更手続を行う場合のみ変更届（様式第2号の10）を省略できます。

※ 医療機関コードに変更が生じた場合は、休止（廃止・再開）届出（様式第2号の11）と指定申請（様式第2号の8）が必要になります。現在の有効期間内で既に変更が生じていて申請を行っていない場合は御連絡ください。

（2）更新を行わない場合

○医療機関等の業務を休止・廃止する場合

→指定小児慢性特定疾病医療機関 休止（廃止・再開）等届出書（様式第2号の11）

○更新を希望しない場合

→指定小児慢性特定疾病医療機関 指定辞退申出書（様式第2号の12）

4 みなし更新申請

以下に該当する指定医療機関においては、更新の申請があったものとみなされ更新申請は不要となります。こちらで把握している該当指定医療機関には更新手続きの通知と更新申請書を送付しておりません。書類が届いていて、以下に該当する場合はご連絡ください（ただし、通常の更新申請をしていただくことも可能です）。

1 診療所の場合：以下の2点を満たす診療所

- ① 保険医である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関。
- ② 指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医のみが診療に従事しているもの。

2 薬局の場合：以下の2点を満たす薬局

- ① 保険薬剤師である薬剤師の開設する保険薬局。
- ② 指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険薬剤師のみが調剤に従事しているもの。

※病院、法人化している診療所、会社が経営している薬局、訪問看護ステーションは該当しません。

5 申請書類郵送先・問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県しあわせ子育て応援部 こども安心保育支援課 母子保健担当 電話番号 023-630-2101
--